板橋区学校運営員設置要綱

(令和元年11月25日区長決定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、板橋区立学校の円滑な運営に資するため、会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。) に基づき、学校運営員(以下「運営員」という。)の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 運営員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(設置)

第2条 運営員は、当面の間、区立小学校及び天津わかしお学校に配置する。

(職務)

- 第3条 運営員は、学校長の指揮監督を受け、学校運営に関わる定例・定型的な職務のうち、 次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 学校徴収金に関すること。
- (2) 就学援助に関すること。
- (3) 外部団体、保護者その他関係団体と学校間の連絡調整及び軽微な対応にかかること。
- (4) 学校事務に関する業務のうち庶務業務に関すること。
- 2 前項の規定に関わらず、学校長は円滑な学校運営に資すると認める業務を、運営員に職務として割り振ることができる。
- 3 教育委員会事務局教育総務課長(以下「課長」という。)は、学校長が前項の規定を適用して運営員に職務を割り振る場合において、当該業務について、説明を求めることができる。

(設定数)

第4条 運営員の設定数は、52人とする。

(仟用)

- 第5条 運営員Ⅰは、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。
- (1) 職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者
- (2) 職務を行うに適する健康な心身を有し、かつ、意欲をもって業務を遂行すると認められる者
- 2 運営員Ⅱは前項各号に加えて、運営員 I において 7 年以上の任用経験を有する者又は これに相当する経験を有すると認められる者のうちから、選考により区長が任用する。
- 3 運営員Ⅲは前項各号に加えて、運営員Ⅱにおいて7年以上の任用経験を有する者又はこれに相当する経験を有すると認められる者のうちから、区長が任用する。
- 4 任用に当たっての選考方法は、教育委員会事務局次長が別に定める。
- 5 運営員の任用は、発令通知書(別記第1号様式)による。
- 6 運営員の任用に当たり、勤務条件通知書(別記第2号様式)を交付する。

(任用決定者の提出書類)

- 第6条 運営員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。
- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 健康診断書
- (4) その他課長が必要と認める書類

(任期)

- 第7条 運営員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な任期 を定めるものとする。
- 2 区長は、運営員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第8条 運営員に対する分限は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び職員の分限 に関する条例(昭和35年板橋区条例第14号)の定めるところによる。

(徴戒処分)

第9条 運営員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例(昭和 35 年板橋区条例第15号)の定めるところによる。

(服務)

第 10 条 運営員の服務は、東京都板橋区処務規程(昭和 44 年板橋区訓令甲第 2 号)の定めるところによる。

(勤務時間等)

- 第11条 運営員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 勤務日数は月16日とし、勤務日は、勤務する月の前月末までに、学校長が定める。
- (2) 勤務時間は、1日につき7時間45分とする。
- (3) 正規の勤務時間は8時00分から16時45分まで(次号の休憩時間を含む。)の間に おいて、学校長が定める。
- (4) 休憩時間は、12時15分から13時までとする。
- (5) 週休日は、日曜日、土曜日及び学校長が定める日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学校長は、課長の同意を得て、別表1により勤務を割り振ることができる。
- 3 前項に定めるもののほか、運営員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)の定めるところによる。

(特例)

第12条 学校長は、職務の遂行上特に必要があるときは、前条に規定する勤務態様、休日 及び休憩時間を臨時に変更することができる。

(勤務場所)

第13条 運営員の勤務場所は、課長が定める。

(休暇等)

第14条 運営員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第15条 運営員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例 に関する条例(昭和35年板橋区条例第17号)、職員の職務に専念する義務の免除に関す る規則(昭和53年特別区人事委員会規則第14号)等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第16条 運営員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年板橋区条例第21号)及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年板橋区規則第39号)の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第17条 運営員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(社会保険等)

第18条 運営員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

(研修)

第19条 運営員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第 20 条 運営員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則(昭和 59 年板橋区規則第 10 号)の定めるところによる。

(人事評価)

第 21 条 運営員の人事評価については、板橋区人事評価規程(平成8年板橋区訓令第 20 号)の定めるところによる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に 定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するための準備行為は、前項の規定による施行の日前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するための準備行為は、前項の規定による施行の日前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するための準備行為は、前項の規定による施行の日前においても行うことができる。

別表1 (第11条関係)

	勤務日数		勤務日数
4月	18目	10月	15目
5月	18目	1 1月	15目
6月	18目	12月	15目
7月	16目	1月	15目
8月	14日	2月	15目
9月	15日	3月	18目

発 令 通 知 書

(氏名)						
(所属)						
(発令内容)						
職名						
任用期間		年	月	日から		
		年	月	日まで		
報酬						
年	月	日				
多	^発令権者	板橋区長				

勤務条件通知書

	年 月 日 様
契約期間	期間の定め有り(※)(年 月 日~ 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき 業務の内容	
始業、終業 の時間、 ・ の時間、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 勤務日数
働の有無に関する事項	2 始業・終業の1 始業・終業の時刻等 始業 (時 分) 終業 (時 分)但し、先時間内のうち7時間45分
	3 休憩時間(分)
	4 所定時間外労働の有無 (有・無)
	○詳細は、板橋区学校運営員設置要綱第11条
休日	・定例日;毎週 曜日、国民の祝日、その他()
	・非定例日;週 月当たり 日、その他(
	○詳細は、板橋区学校運営員設置要綱第11条
休 暇	1 年次有給休暇 繰越; 日 付与日数; 日 ※詳細は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり
	2 その他の休暇 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり
報酬	1 基本報酬・イ 月額 (円)、口 日給額 (円)、 ハ 時間額 (円) ニ その他 (円)
	ホ 就業規則に規定されている賃金等級等
	2 諸手当の額又は計算方法 イ(手当 円/:計算方法:) ロ(手当 円/:計算方法:) ハ(手当 円/:計算方法:)
	二 (手当 円/:計算方法:)
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 () %、所定超 () %、法定内 () % ロ 休日 法定休日 () %、法定外休日 () %、
	ハ 深夜 () % 4 報酬締切日-毎月 日
	5 報酬支払日-毎月 日 ※その他(期末手当等)は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のとおり
NH WALL Y HH 1	
退職に関す る事項	1 定年制(有・無) 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による
	3 解職の事由及び手続 []
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金:有・無 共済組合 (短期組合員):有・無
	・雇用保険の適用(有・無)
	・その他(

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない
2011-2 11 7/11	・その他(
	2 契約の更新は次により判断する。 [・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()]